

釧路市調整給付金（不足額給付分）申請書（請求書）

釧路市長 あて

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

釧路市
受付印

※申請期限：令和7年10月31日（※当日消印有効）

【本様式での申請が必要な方】

●令和6年中に他の市区町村や海外から釧路市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方(令和7年度の個人住民税が釧路市で課税されている方)で、支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。

- ・ 令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
- ・ 令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方）等

不明な場合は釧路市給付金コールセンターまでお問い合わせください。

■釧路市給付金コールセンター 電話番号 0570-066-150 受付時間 平日8:50～17:20

本申請書（請求書）の【誓約・同意事項】に記載されている全ての内容に誓約・同意の上、申請・請求します。※必ず、裏面に記載の【誓約・同意事項】を確認した上で署名してください。

1. 申請・請求者

申請日：令和7年 月 日

氏名	生 年 月 日	現 住 所	電話番号
	明・大・昭・平 年 月 日		() ー

※日中連絡可能な電話番号

2. 給付金の受取方法等（希望する受取方法等に1つだけチェックを入れてください。）

- ☐ ①口座に振込を希望します。
- ☐ ②窓口支給を希望します。※口座振込よりも支給までに**かなりの日数**を要します。

①を選択した場合は振込を希望する口座情報を記入してください。（姓と名の間はスペースを空けてください）

[illegible]

※口座名義人は原則、申請者本人の名義に限ります。

a・bどちらか一方に記入してください。

a.金融機関名							
銀行・信金	本店 支店	口座番号					
信組・農協 ()		1 普通					
		2 当座					

b. ゆうちょ銀行 の口座	通帳の記号					通帳の番号					
						-					

※右欄は記入しないでください

釧路市事務処理用欄									
全銀コード*									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				-					

釧路市事務処理用欄									
全銀コード*									
9	9	0	0	-					

（裏面もありますのでご確認ください）

【誓約・同意事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い釧路市において算定した支給額が支給されます。釧路市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）（以下、給付金）は支給されません。
- 【支給要件】

I＋II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※¹－令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※²－令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

Ⅲ 調整給付金（当初給付分）の額
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、釧路市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ この申請書は、釧路市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日（金）までに、釧路市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。

提出書類 ※ 以下の書類等の写しは、コピーでかまいません（本書を除く）。

1. 釧路市調整給付金（不足額給付分）申請書（請求書）（本書）
2. 調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書の写し
- ※令和6年に給付された調整給付金（当初給付分）の額がわかる資料をご用意ください。
- 但し、調整給付金（当初給付分）を受給していないため「2.」が無い場合は**
- ①令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書の写し
- ※受給要件に該当せず上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- 但し、住民税が課税されていなかった事によって「①」が用意できない場合は**
- ②令和5年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（①が用意できる方は②の提出不要です。）
- ※給付額算出に必要な令和5年所得税額等や、令和5年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写しをご用意ください。
- ※上記①、②いずれの資料も用意できない場合はコールセンター（0570-066-150）までお問い合わせください。
3. 本人（代理人）確認書類の写し
- ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証等などの公的書類の写しをいずれか1つ
- 【代理による場合は以下の書類を提出してください】
- ※本人及び代理人の本人確認書類（両人のものが必要です）
- ※後見人の場合は、登記事項証明書の写し
- ※保佐人・補助人の場合は、登記事項証明書の写し及び代理権目録の写し
4. 受取口座を確認できる書類の写し
- ※受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）を確認できる通帳等の写し
- ※チェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。不備がある場合、給付を受けられません。

■代理確認・請求及び受給を行う場合は以下の項目を記入してください。

代理人	フリガナ 代理人の氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
上記の者を代理人と認め 本給付金等の ※法定代理の場合は、委任内容の選択は不要です。			確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。	署名 本人氏名